

令和6年度 随意契約一覧表(市民部)

4月分

※本表において、「令」とは「地方自治法施行令」を指します。

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民総務室	弁護士派遣業務(法律相談)	弁護士による金銭貸借や相続、離婚、交通事故など法律上の問題(民事全般)に対する相談業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市北区西天満1丁目12番5号 大阪弁護士会	単価契約 弁護士1人派遣につき 31,830円 執行予定総額 9,198,870円	法律相談業務については、民事全般を取扱いできるのは弁護士のみに与えられた権限となっています。弁護士会に所属しなければ弁護士業務を行うことができません。大阪府内では大阪弁護士会が唯一の弁護士会です。当該業務は、金銭貸借や相続、離婚など、法律上の問題についての専門相談であり、大阪弁護士会は、当該業務の仕様書にそった弁護士の派遣が可能であるため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	市民総務室	定期検査等業務及び手数料の徴収事務に関する委託契約	計量法に規定する定期検査等業務並びに吹田市手数料条例第2条の手数料の徴収事務に関する委託契約	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大東市新田本町11番37号 一般社団法人大阪府計量協会	4,510,000円	計量法第20条により、特定計量器の定期検査を行うことができる機関は、申請により定期検査機関の指定及び業務規定の認可を受けなければなりません。これらの条件を全て満たしている機関は一般社団法人大阪府計量協会しかなく、競争入札に適さないため随意契約とします。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による) また、本案件は吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)契約の相手方が特定される際の【物品・委託役務関係業務】(カ)特定の者でなければ役務を提供することができないときに該当します。
3	市民課	住民基本台帳ネットワークシステム運用業務	住民基本台帳ネットワークシステムのゲートウェイ、CSシステムに関わる業務アプリケーションの適用、プログラムの修正、ウィルスソフトの更新、定期点検などを行う業務	令和6年4月1日から 令和6年9月30日まで (令和6年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部 部長 山本 一之	2,920,500円	本システムについては、契約の相手方に開発業務を委託し、その後システムの運用についても業務を委託しており、住民基本台帳ネットワークシステムの安定的な運用を行うため。(随意契約ガイドライン令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
4	市民課	吹田市市民課窓口受付システム構築・運用業務【運用業務】	窓口受付システムの運用・保守業務	令和6年4月1日から 令和6年12月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市西区土佐堀2丁目2番17号 富士フイルムシステムサービス株式会社 公共事業本部関西支店 支店長 松尾 浩一郎	3,712,500円	本システムは契約の相手方に設計、開発を委託しており、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

5	市民課	MICJET電子書籍AI検索サービス 戸籍 導入及び利用	戸籍事務に関する電子書籍のAI検索サービスを本市にて利用するための設定作業及びサービス利用。	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目 2番6号 富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部 部長 山本 一之	2,640,000円	戸籍事務に関する電子書籍検索サービスであり、AI機能が搭載されているサービスを提供できる事業者が契約の相手方しかいないため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1))【物品・委託役務関係業務】カに該当)
6	市民課	基幹系システム再構築 (住記・住登外システム) 運用保守業務	住民記録システム、住登外システム、コンビニ交付システムの運用保守業務。	令和6年4月1日から 令和7年1月31日まで (令和6年4月1日)	大阪市中央区城見2丁目 2番6号 富士通Japan株式会社 関西公共第二ビジネス部 部長 山本 一之	16,751,790円 ※市民税課(住登外システム) 負担分 1,650,000円 (税込)を含む	本システムは契約の相手方が開発したものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1))【物品・委託役務関係業務】カに該当)
7	交流活動館	吹田市総合生活相談事業等委託業務	・総合生活相談事業 ・総合生活相談事業の実施に係る広報、啓発、交流事業等 ・関係機関の連絡調整会議の運営	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市 きしべ地域人権協会	9,204,000円	本業務は地域に密着し、住民の生活課題に応じた自立支援が基本となるため専門的な相談技術に加えて地域の歴史や事情に精通している必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167の第1項第2号(1)) 【物品・委託役務関係業務】カに該当)
8	交流活動館	吹田市人権ケースワーク事業委託業務	・人権ケースワーク事業 ・関係機関の連絡調整	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	吹田市岸部中1丁目22番2号 一般社団法人吹田市 きしべ地域人権協会	3,431,000円	本業務は地域に密着し、人権の視点を第一とすることが重視されるため専門的な相談技術に加えて地域の歴史や事情に精通している必要があるため。 (随意契約ガイドライン令第167の第1項第2号(1)) 【物品・委託役務関係業務】カに該当)

9	市民自治推進室	吹田市立千里市民センター大ホール運営事務業務	吹田市立千里市民センター大ホールの貸館業務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府大阪市中央区博労町3丁目2番8号 株式会社東急コミュニティー 関西支社ビル運営事業部	14,277,648円	千里ニュータウンプラザ施設内、吹田市立千里市民センターは多目的ホール及び大ホールの2施設で構成されています。千里ニュータウンプラザは、吹田南千里PFI株式会社がPFI契約に基づき、管理運営業務を行っています。設立時の経緯から大ホールの利用者対応に係る運営事務については、当該PFI契約の対象に含まれていないため、別途契約を交わす必要があります。 ただし、両施設は吹田市立千里市民センターの貸室であり、市民にとって分かりやすく、利用しやすいものとするためには、一元管理する事が望ましいことから、単独随意契約を行うもの。 (吹田市随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第6号の【物品・委託役務関係業務】(2)「既に締結されている別の契約の業務と密接な関連性を有する業務を内容とする契約で、当該別の契約の受注者に履行させる方がより効率的であり、経費面で有利なものであるとき」に該当。)
10	市民自治推進室	吹田市立竹見台多目的施設管理業務	吹田市立竹見台多目的施設の管理及び事務	令和6年4月1日から 令和7年3月31日まで (令和6年4月1日)	大阪府吹田市竹見台3丁目3番1号 吹田市立竹見台多目的施設運営委員会	5,223,378円	竹見台多目的施設は、南竹見台小学校跡の本格的利用が決定するまでの間、市民の文化、福祉等の向上に資することを目的として、暫定的に吹田市関連の諸事業及び市民の集会等の用に供するため設置された施設です。 施設の運営にあたっては、住民や地域団体等と協働で行うため、当該地区に所在する自治会、青少年対策委員会、福祉委員会等の団体に、学識経験者や公募市民を加えて施設運営を目的に設立された「吹田市立竹見台多目的施設運営委員会」に管理を委託することが、施設の設置目的を最も効果的かつ安定的、効率的に達成できることから、単独随意契約を行うもの。 (吹田市随意契約ガイドラインの同号(2)エ「住民や地域団体等と協働で行う事業の推進のため、特定の者を契約の相手とする場合」に該当)

5月分については、対象案件はありません。

6月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民自治推進室	吹田市立山田ふれあい文化センター多目的ホール舞台吊物機構修繕	吹田市立山田ふれあい文化センター舞台吊物機構の修繕	令和6年6月24日から 令和7年3月31日まで (令和6年6月24日)	大阪市北区池田町1番43号 三精工事サービス株式会社	7,249,000円	吹田市立山田ふれあい文化センター多目的ホールに設置されている舞台吊物機構は、三精工事サービス株式会社が独自の技術で設計・設置したものであり、安全かつ良好な運転状況を維持するため、同社により定期的に保守点検が実施されています。 修繕にあたっては、当装置の特殊性を熟知していること、交換修繕用の機器・部品について迅速確実に確保できること、同等の設備の保守点検を実施している業者であっても、他社であれば交換用の機器・部品の確保等に問題があるため随意契約を行うもの。(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号の(1)【物品・委託役務関係業務】力特定のものとなければ当該役務を提供することができないときに該当)

7月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民課	令和6年度住民記録システム等振り仮名法改正対応業務	標準化対応後のMICJET住民記録システム(現行のMICJET住基GWサーバの機能を包含する)、MICJETコンビニ交付システムを対象とした、住民票等に氏名等の振り仮名を記載し、マイナンバーカードへの氏名等の振り仮名及びローマ字表記等に対応する機能追加の令和6年度分作業	令和6年7月29日から 令和7年3月31日まで (令和6年7月29日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部 部長 村山 栄	27,776,100円	本システムは契約の相手方が開発するものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】力に該当)

8月分については、対象案件はありません。

9月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民課	令和6年度戸籍情報システム法改正(氏名の振り仮名)対応業務	戸籍情報システムに、戸籍への氏名の振り仮名の追加のために直接的に必要となる機能、および職権により戸籍に記載する予定の氏名の振り仮名を通知するための機能を整備する	令和6年9月30日から令和7年3月31日まで (令和6年9月27日)	大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 株式会社日立システムズ 関西支社 支社長 大村 勉	13,530,000円	当該システムは契約の相手方が開発・保守するものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	市民課	令和5年度戸籍情報システム法改正(氏名の振り仮名・附票分)対応業務※名称は令和5年度補助金を繰越して執行するため	戸籍情報システムに、戸籍附票への氏名の振り仮名の追加のために必要となる機能を整備する	令和6年9月30日から令和7年3月31日まで (令和6年9月27日)	大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 株式会社日立システムズ 関西支社 支社長 大村 勉	15,488,000円	当該システムは契約の相手方が開発・保守するものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

10月分については、対象案件はありません。

11月分については、対象案件はありません。

12月分については、対象案件はありません。

1月分

No.	契約担当室課	契約名称	契約内容	契約期間 (契約締結日)	契約の相手方	契約金額	随意契約理由
1	市民課	住民記録システム運用保守業務	住民記録システム(コンビニ交付システムを含む)の運用及び保守	令和7年1月6日から令和11年12月31日まで (令和7年1月6日)	大阪市中央区城見2丁目2番6号 富士通Japan(株) 関西公共第二ビジネス部 部長 村山 栄	338,413,350円	当該システムは契約の相手方が開発したものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)
2	市民課	戸籍情報システム国籍地域対応業務	戸籍情報システムに、身分事項中の「～の国籍」インデックスについて、第3号施行日(令和7(2025)年5月26日)以降は「～の国籍・地域」と記載するうえで必要となる機能を整備するために、戸籍情報システムの機能追加を実施する。	令和7年2月1日から令和7年3月31日まで (令和7年1月31日)	大阪市北区堂島浜一丁目2番1号 株式会社日立システムズ 関西支社 支社長 大村 勉	3,790,600円	当該システムは契約の相手方が開発・保守するものであり、本業務を行うには同社しか有しない知識を要するため(随意契約ガイドラインの令第167条の2第1項第2号(1)【物品・委託役務関係業務】カに該当)

2月分については、対象案件はありません。

3月分については、対象案件はありません。